

非常変災・交通機関の運転見合わせ等への対応について

	平常時	始業前	課業時間中	放課後	考查期間中	始業前
「暴風警報」・「特別警報」	「暴風警報」又は「特別警報」が <b>午前6時30分までに解除</b>	通常通り			「暴風警報」又は「特別警報」が <b>午前6時30分までに解除</b>	通常通り
	「暴風警報」又は「特別警報」が <b>午前6時30分～午前10時に解除</b>	始業時間の繰り下げ ※警報解除の <b>2時間後</b> から 授業開始				
	「暴風警報」又は「特別警報」が <b>午前10時現在で発令中</b>	臨時休校			「暴風警報」又は「特別警報」が <b>午前6時30分現在で発令中</b>	臨時休校
	「暴風警報」又は「特別警報」が発令された	登校中の場合は、自宅又は学校のいずれか安全な方に向かうこと。それも危険な場合は通学途上の避難場所に向かうこと。	暴風警報⇒すぐに帰宅 特別警報⇒学校で待機	暴風警報⇒すぐに帰宅 特別警報⇒学校で待機		
地震	<b>震度4以下</b> の地震が発生した場合	通学途上の安全を確認して登校	原則、安全確認後に授業を継続	安全確認後に判断	<b>震度4以下</b> の地震が発生した場合	通学途上の安全を確認して登校
	<b>震度5弱・震度5強</b> の地震が発生した場合	自宅待機	原則、学校で待機 安全確認後に判断	放送による指示 ⇒安全確認後すぐに帰宅	<b>震度5弱・震度5強</b> の地震が発生した場合	臨時休校
	<b>震度6弱以上</b> の地震が発生した場合	臨時休校				
災害に伴う交通機関の運休等 (計画運休を含む)	「JR阪和線」(鳳又は富木を含む区間)が <b>午前6時30分現在で運転見合わせ</b> の場合	自宅待機				
	「JR阪和線」(鳳又は富木を含む区間)が <b>午前10時まで</b> に運転再開した場合	始業時間の繰り下げ ※運転再開の <b>2時間後</b> から 授業開始				
	「JR阪和線」(鳳又は富木を含む区間)が <b>午前10時現在</b> で運転見合わせの場合	臨時休校			「JR阪和線」(鳳又は富木を含む区間)が <b>午前6時30分現在</b> で運転見合わせの場合	臨時休校
	「JR阪和線」(鳳又は富木を含む区間)が <b>遅延</b> している場合	遅延の程度を考慮し、始業時間の繰り下げもあり			「JR阪和線」(鳳又は富木を含む区間)が <b>遅延</b> している場合	遅延の程度を考慮し、考查時間割の繰り下げも含めて検討

- ※1 暴風警報・特別警報の発令地域は、学校所在地（泉州地域）又は居住地の市町村とする。
- ※2 学校所在地（堺市西区）又は居住地に「避難勧告」又は「避難指示」が出ている場合は、避難を最優先に対応する。
- ※3 地震については、大阪府域のいずれの地域であっても、表に示した震度の場合は適用する。
- ※4 南海線（本線・高野線）、泉北高速鉄道及び路線バスについては、運転状況により個別に判断・対応する。